

**【ワクチンQ&Aー予防接種6】**

Wooppy 通信では、今までに何度もワクチンについてのお話をしてきました(2002年5号「予防接種について」、2004年25号「予防接種について2」、2005年29号「これからのワクチン」、2006年38号「予防接種について4」、2007年42号「日本と世界のワクチン事情」)。この2年間でワクチンに関しての変更がたびたびあったので、お母さんたちだけでなく医療従事者でも混乱しています。予防接種についての相談をお母さんたちからお受けすることがしばしばあり、また実際の予防接種の際に質問を寄せられてお答えすることがあります。今回は、それらの質問を中心にしてQ&Aの形式で、予防接種の話を進めていきたいと思えます。

<予防接種の必要性についての質問>**Q1: 予防接種を受けるより自然にかかるほうがよいのでは?**

A: 予防接種のある病気は今の医学でも治療法のないものがほとんどなのです。確かに自然にその病気にかかることでより強い免疫がつくかもしれませんが、命を落としたり、重い後遺症を残したりすることもあります。実際に麻疹(はしか)や水痘(みずぼうそう)で亡くなる人は世界中でまだまだ多いのです。日本でも江戸時代には「天然痘」「麻疹」「水痘」は生命を脅かす三大疾病で恐れられていたという記録があらこちらに残されていますし、予防接種が普及するほんの30年くらい前でも同じことでした。あなたのお子さんがきちんと治って元気になるという保証は何もありません。自然にかかるほうが良いと考えるのは、予防接種のなかった時代に戻るようなものです。予防接種という方法がありながら、大切な子どもたちを感染症の危険にさらすことはお勧めできません。

自然にかかるということはどういうことでしょうか。ある意味では、一番強い予防接種を受けると考えると理解しやすいかもしれませんが、ものすごく副反応も強いのです。このような予防接種を勧めることはできません。非常に危険な予防接種を自分の子どもに受けさせたいと思わないでしょう。自然にかかるというのは一番危険な方法なのです。

Q2: 子どもが元気なら予防接種を受けなくてもよいのでは?

A: あなたのお子さんが普段いくら元気でも、その病気にかかった時に肺炎や脳炎などの合併症を起こさないという保証はどこにもありません。そのようになってからでは手遅れなのです。また、自然にかかると、その子ひとりだけのことで済みません。兄弟姉妹や友だちなど周りの子どもたちにもうつしてしまいます。その子が元気に治ったとしても、うつされた他の子どもが何も起こさず治る保証もありません。あなたのお子さんだけでなく周りの子どもたちを病気から守るためにも、普段元気なお子さんであっても予防接種を受けましょう。

Q3: 予防接種は必要なものだけを受けたいのですが・・・

A: 予防接種のある病気は、かかってしまったら有効な治療法がないものや、治療法があっても重症になりやすいものであることが多く、医学の進歩した現在でも、予防接種が必要でないと言い切れるものはありません。しかし、必要性や優先順位はお子さんの年齢や予防接種の種類によって違ってくるので、優先順位の高いものをまず受けてください。0歳ならBCGや三種混合(DPT)、1歳以上なら麻疹風疹混合ワクチン(MRワクチン)です。それ以外の予防接種については、その後でゆっくりと考えていきましょう。

Q4: 予防接種はみんなが受ける必要はなく、その病気にかかりたくないという人だけが受ければよいのではないのですか?

A: かかりたくないという人だけが予防接種を受けても病気の流行は防げません。予防接種の効果は100%ではないので、その病気が流行すれば、予防接種を受けていてもかかる人は出てしまいます。病気の流行を防ぐ

ためには多くの人が予防接種を受ける必要があります。予防接種を受けたくても、病気や年齢などの理由で受けられない人もいます。予防接種を受けていても免疫がついていないこともあります。そのような人たちに病気をうつさないためにも、多くの人が予防接種を受ける必要があります。予防接種を受ける目的には、受ける人がかからないようにするためだけでなく、他の人にうつさないようにするためということもあります。つまり、個人の予防だけではなく社会的な予防という意味があるのです。予防接種を受けることが社会の一員としての責任を果たし社会に貢献するという考え方です。このことから、以前の **Woopyy** 通信でも述べましたが、米国では済んでいるはずの予防接種ができていない子どもは幼稚園や学校への入園・入学は拒否されるほどです。

Q 5 : 感染症は少なくなっているのに、予防接種を受ける必要性はあまりないのでは？

A : 予防接種をきちんと行えば、その感染症の流行は抑えられます。自分の周りがかかった人を見聞きすることも少なくなるので、もう必要ないのではと思うのも仕方ありません。たしかに世界中から完全になくなったら、予防接種を受ける必要もなくなりますが、残念ながら天然痘以外の病気ではまだそこまで進んではいません。飛行機など交通の便がよくなり、人の行き来も増えている昨今では、外国の感染症がいつ日本で流行してもおかしくありません。日本では日本脳炎にかかる人は一年間に数名程度ですが、東南アジアやインドではかかる人の数が多く、今でも一年間に何千人もの死者が出ています。また、つい最近日本でも狂犬病の人が30数年ぶりに発生して話題になりましたが（フィリピンで犬に咬まれて発症）、最近ペットブームの中国の北京ではペットの犬に対する狂犬病ワクチンの不徹底のために一月に100人以上の死者が出ています。東南アジアへ転勤などで行く人では日本脳炎ワクチンは不可欠ですし、中国へ転居や仕事で長期滞在する人は狂犬病ワクチンが必要になることがあります。天然痘は1977年に世界中から根絶され痘瘡ワクチンはどの国でも実施されていませんが、バイオテロや細菌兵器で痘瘡ウィルスが使用される恐れがあるので湾岸戦争やイラン紛争で派兵される兵士には天然痘ワクチンが接種されました。

<予防接種の効果についての質問>

Q 6 : 予防接種を受けたらその病気にはかからないのですか？

A : 予防接種の効果は100%というわけではないので、絶対かからないとは言いきれません。特に、予防接種を受けていない人が多くて日常的に流行が起こっていればなおさらです。しかし、ほとんどの人が予防接種を受けて、その病気の流行がなくなっていけば、予防接種接種を受けていなくても更にかかりにくくなります。

Q 7 : 予防接種を受けても免疫がつかないことがあるのでしょうか？

A : 予防接種の効果は100%ではありません。予防接種の種類や受ける人の年齢によっても異なります。たしかに免疫がつかないこともあります（**primary vaccine failure**, 接種者の2%くらいと言われている）が、多くの場合はつくと思って差し支えありません。また、多くの人が予防接種を受けていれば病気は流行しませんので、たとえ一部の人で免疫がついていなくても、実際にはその病気にかかることはほとんどなくなります。

Q 8 : 予防接種の効果は一生続くのですか？

A : 予防接種の種類によって異なります。麻疹や風疹などが流行していると患者さんと接触する機会があり、それらのウィルスが体内に入っても予防接種で得た免疫のために病気にはなりません。免疫を作り直すことができるので、その結果として予防接種の効果はほぼ一生続きます（つまり複数回予防接種をすることと同じ意味）。しかし、多くの人が予防接種を受けて流行がある程度抑えられると、患者さんと接触する機会が少なくなり、接種後5年から10年くらい経つと効果が弱まってくる場合もあります（**secondary vaccine failure**）。ただし、まったくゼロになってしまうわけではないので、かかっても軽く済むと思ってください。日本ではようやく2006年から麻疹と風疹が2回接種になりましたが、他の国では当たり前2回接種です。おたふくかぜや水痘のワクチンも本当は2回接種するのが、より確実です。

Q 9 : 予防接種を受けても大人になってかかってしまうのなら、子どもの間にかからせておきたいのですが・・・

A：子どもの間に予防接種を受けたからといって、免疫が低くなって大人になって必ずその病気にかかるわけではありません。子どもでも大人でも、予防接種を受けていてもかかってしまうことはあります。しかし、予防接種を受けていたから重くなるということはありません。これは大人になってかかる場合でも同じです。子どもの頃に予防接種を受けていたら、軽く済むことが期待できます。また、予防接種を受けずに子どもの間にかかったからといって、必ずしも軽く済むとは限りません（Q1、Q2参照）。例えば、麻疹の場合、大人がかかっても死亡することは極めて稀ですが（ただし、ものすごくしんどいです）、子どもでは死亡率が大人より高いのです。前もって予防接種を受けておけば、患者さんと接触してもかからないか、かかっても軽く済み、免疫も自然にかかったのと同じくらい強まります。どちらにせよ、予防接種を受けたからといって不利益を被ることはありません。また、予防接種を受ける人の割合が高くなってくると、その病気の流行は抑えられ、子どもの間にかかることが少なくなってきます。そうすると、病気にもかからず予防接種も受けずに大人になる人が増えてきます。でも予防接種を受けないままの人が残っていると、病気の流行を十分に抑えることができないので、何年かの間には小さな流行が起こってしまいます（例、2007年の成人麻疹の流行）。そのような時に免疫のない大人がかかってしまったら、重症になることを覚悟しないといけません。このように予防接種を受けずに大人になってしまったら、その人は大きな不利益を被ってしまうことになるでしょう。

<予防接種の副反応についての質問>

Q10：予防接種によっては副反応が多いと聞くので心配です。

A：予防接種の副反応はゼロではないので心配に思われるのは当然のことです。副反応にも重いものと軽いものがありますが、ほとんどは熱がでる、注射した部位が赤くなる・腫れるなどという軽いものなので心配する必要はありません。ワクチン自体も改良が重ねられています。また、予防接種の後にたまたまかかった他の病気の症状が紛れ込んでいることも少なくありません。このような場合、本当は副反応ではないのですが、きちんと区別することができないので副反応として数えられてしまいます。

Q11：アレルギー体質なので安全かどうか前もってわかりますか？

A：予防接種に含まれる成分に対して、アナフィラキシーという強いアレルギー反応を起こしたことがある場合、同じ種類の予防接種を受けることができません。しかし、単にアレルギー体質だからといって受けられないことはありません。アレルギー体質がすべてアナフィラキシーということではないからです。また、アナフィラキシーが起こるかどうかを調べておく確実な方法はありません。大切なことは、万が一アナフィラキシーが起こった時にきちんと対応できるよう医療機関が予め準備していることです。

Q12：今まで知られていない副反応が後から出てくるのではと不安です。

A：今まで知られていない副反応が出てくるかもしれないと考え始めると、誰でも本当に不安になってきます。でも予防接種だけでなく、飲み薬や食べ物であっても同じことです。実際には何もできなくなってしまう。世界中で多くの子どもたちが安全に予防接種を受けているという事実や、予防接種によって受けている利益を考えれば、起こっていないことを不安に思う必要はありません。

Q13：BCGのあとが赤く腫れたり膿が出るのですが、副反応でしょうか？心配しなくていいですか？

A：BCG以外の予防注射で接種した部位が赤く腫れたり、熱をもつことが時々ありますが、これは局所での副反応で心配はいらないものです。BCGの場合は、接種後2～3週間で針のあとが赤くふくらんで、1か月くらいで膿を持つようになるのは普通のことです。そのあとがかさぶたになって、そのかさぶたが落ちるときれになります。消毒をしたり絆創膏や包帯を巻いたりする必要はありません。

<予防接種の制度についての質問>

Q14：予防接種を受ける義務はなくなったので、受けるか受けないかは自由ですね。

A：法律では「予防接種を受けるよう努力しなければならない」と定められています（予防接種法第8条）。受けない自由や権利が定められているわけではありません。受けないからといって法律上の罰則はありません

が、予防できる病気にかかってしまうことで健康上の不利益を被ってしまいます。強制でないからこそ、子どもたちに予防接種が必要なことを十分に納得して受けてください。

Q15：予防接種で副作用が起こっても国はなかなか認めないのではないのでしょうか。

A：過去にはそうであったかもしれませんが、今はむしろ因果関係を確実に否定できない限り認める傾向にあります。重い健康障害が起こっている場合はなおさらです。救済制度があるのに受けられないのなら、安心して予防接種を受けられなくなります。ただ、救済するためには因果関係を認めないといけないので、実際には関係のない紛れ込みでも、因果関係が確実に否定されない限り認定されています。因果関係の確定に時間をかけるのではなく、まずは救済するという姿勢です。

Q16：予防接種で万一大きな副作用が出たらどのように扱われるのですか。

法律では、予防接種法「第3章予防接種による健康被害の救済措置」（第11条～18条）、予防接種施行令のほとんどの部分（第9条～34条）、予防接種後健康状況調査実施要領などに詳細が定められています。また、健康被害救済制度として、予防接種法に基づく国の救済制度と、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令」による民間の救済制度の二通りがあります。前者は、予防接種法に定められている予防接種のうち「定期接種」になっているものが対象で、それ以外は後者が適用されます。例えば、MRワクチンの定期接種は1期の1～2歳と2期の5～7歳の就学前年度と定められていますが、1期と2期の対象者で生じた健康被害は前者によって国が救済しますが、1期と2期以外の4歳の子どものMRワクチンを自費で行った場合は任意接種扱いですから、もし健康被害が生じたら国の健康被害救済制度ではなく後者により独立行政法人医薬品医療機器総合機構が救済することになる、という違いがあります。両者の間では、手続きの仕方や補償内容も大きく異なります。

Q18：三種混合ワクチン（DPT）の1期の間隔が8週を超えてはいけないと説明されましたが、病気などで予定した日に接種できなくて超えてしまった場合はどうするのですか。

A：2006年秋に当時の厚労省健康局結核感染症課（予防接種の行政の担当）から、「予防接種実施規則第9条に『第1期の予防接種の初回接種は、3週間から8週間までの間隔において3回』と明記されているので、8週を超えた場合は定期接種ではなく任意接種扱いにする」という旨の通達がありました。これを受けて各地方自治体が対応を始め、京都市も2007年3月28日付で京都市保健福祉局から「やむを得ず8週間までの間隔を超えてしまった者は、生後90日未満であれば公費負担の対象にはなるが、任意接種である旨を保護者に説明し、同意を得たうえで接種を行う」とよにこの通達が出ました。全国各地でこれによる混乱がありましたが、2007年6月11日付で厚労省健康局結核感染症課から「対象者が発熱などで予防接種を行うことが不適當な状態にあったことにより8週を超えて予防接種を実施せざるを得ない場合は、定期接種として取り扱っても差しつかえない」という通達が改めて出されました。ですから、病気などの理由があれば8週を超えても定期接種扱いになります。でも接種する日を単に忘れていたという理由では任意接種扱いです。なお、このことは日本脳炎ワクチンの1期の1回目と2回目の間隔（1～4週）が4週を超える場合も同じことです。

Q19：なんだかしょっちゅう予防接種の変更があるのでややこしくて困ります。

A：予防接種のやり方が変わったり（例えば、以前はツベルクリン反応をしてからBCG接種したが、2005年4月からツベルクリン反応はしない）、新しいワクチン（MRワクチンは2006年4月から）が出たりしたので、それぞれ法律を改正してさまざまな変更が行われてきました。保護者の方々以上に医療現場でも混乱しました。この2年間での変更点で医療現場担当者が納得できない点もあり、その改善の要求や質問をしています。Q18の変更もそういったひとつです。今後も、麻疹の制圧に向けた国をあげての取り組みや、新しいワクチンの導入の予定（培養型日本脳炎ワクチン、インフルエンザB菌（Hib）ワクチン、不活化ポリオワクチン、結合型肺炎球菌ワクチンなど）があり、さらに種々の変更が出てくると思います。わからないことがあれば、院長に気軽にご相談ください。